

大阪市立保育所（公設置公営）における紙おむつ等定額利用サービス業務に関する覚書

本市と、本覚書に基づき紙おむつ等定額利用サービス業務を行う事業者（以下「サービス事業者」という。）は、大阪市立保育所（公設置公営）（以下、保育所という。）に入所している児童が保育所で使用する紙おむつ及びおしりふき（以下、「紙おむつ等」という。）の提供を行うものとし、次のとおり覚書を交わし、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

記

1 目的

この覚書は、紙おむつ定額サービス事業を適正に実施するための必要な事項を示すものである。

2 実施期間

令和7年4月1日（火）から令和10年3月31日（金）まで

3 用語の定義

- (1) サービス 保育所で使用する紙おむつ等を月額定額制で利用することができるものをいう。
- (2) 利用者 サービスの利用を希望する児童の保護者

4 サービスの導入

- (1) サービスの導入は保育所単位とし、1所につき利用希望者が1名以上となる場合にはサービスを導入するものとする。
- (2) サービスを導入している施設が、民間移管、民間委託及び統廃合により大阪市による運営を終了する場合は、「2 実施期間」終了前でも当該施設によるサービスを終了する。

5 紙おむつ等の規格

この覚書にかかる紙おむつ等のサイズ及び銘柄は次のとおりとする。

種類	サイズ	タイプ	銘柄
紙おむつ	S	テープ	
	M	テープ	
		パンツ	

	L	テープ	
		パンツ	
	Big	パンツ	
おしりふき	—	—	

6 サービス利用料金

- (1) サービスの利用月額、 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
- (2) 契約は児童 1 人につき 1 契約とする。

7 契約方主体及び契約期間

- (1) 契約は、サービス事業者が直接利用者と締結するものとする。
- (2) 契約期間は 1 カ月毎とし、「2 実施期間」に定める事業実施期間中は利用者からの申し出がない限り自動更新とする。
- (3) 「2 実施期間」に定める事業実施期間中に新たに利用を希望する者がいる場合、期間途中での新規契約を可能とする。
- (4) 「2 実施期間」に定める事業実施期間中に利用希望者が解約を申し出た場合、期間途中での解約を可能とする。
- (5) 利用希望者がおらず、未導入となっていた保育所において事業実施期間途中に 1 名以上の利用希望の申し込みがあった場合は、利用希望に応じて導入に応じること。

8 請求及び支払い

利用料金の支払い及び還付等、支払いに付随する業務についても、サービス事業者と利用者間で行うこととし、本市は一切の費用を負担しない。

9 納入場所

別紙一覧表のとおり

10 紙おむつ等の納品について

- (1) 紙おむつ等の納品に搬入にあたっては、保育に支障のないよう配慮すること。特に、児童の安全確保については、格段の配慮を行うこと。
- (2) 搬入等の日程、時間帯については、保育所とサービス事業者において協議し定める。

11 遵守事項

- (1) 作業の遂行にあたり、紙おむつ等の運搬車両に関し道路交通法令を遵守するとともに、最低賃金法、労働基準法等関連法令を遵守しなければならない。
- (2) 作業中に書類などの閲覧、複写など一切の諜報活動を行ってはならない。
- (3) 作業上知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。このことは、実施期間満了後及び覚書解除後においても同様とする。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱を遵守すること。

1 2 契約の解除権

本市は、サービス事業者が次のいずれかに該当するときは、サービス事業者と保護者間で締結する本事業の契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく本覚書及び本事業仕様書に基づくサービス業務の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) サービス業務の履行について不正な行為があったとき。
- (3) サービス業務の履行にあたり本市の指示に従わないとき又は本市の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 本市に重大な損害又は危害をおよぼしたとき。
- (5) 前各号のほか、本覚書に違反し、その違反により本覚書の目的を達することができないと認められるとき。

1 3 その他

本覚書に記載のない事項については、本市とサービス事業者が協議のうえ決定するものとする。

令和 年 月 日

発注者

大阪市こども青少年局長

印

受注者

住所又は事業所所在地
商号又は名称

氏名又は代表者氏名

印

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この覚書の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この覚書に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により覚書の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。